

症例に関する資料の作成基準および送付方法

☆症例報告書等の作成は、

- 『歯周病患者におけるインプラント治療のガイドライン(日本臨床歯周病学会発行)』
 - 『歯周病患者におけるインプラント治療の指針2008(日本歯周病学会編)』
 - 『歯周病患者における抗菌療法の指針2010(日本歯周病学会発行)』
 - 『歯周病患者における再生治療のガイドライン2012(日本歯周病学会発行)』
 - 『歯周病学用語集 第2版(2013)(日本歯周病学会編)』
 - 『糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン改訂第2版(日本歯周病学会発行)』
 - 『歯周治療の指針2015(日本歯周病学会発行)』
 - 『歯周病と全身の健康(2016)(日本歯周病学会発行)』
 - 『歯周病患者における口腔インプラント治療指針およびエビデンス 2018(日本歯周病学会発行)』
- に準じた用語を用いること。

歯周病の進行程度は原則として、中等度以上の歯周炎および特殊な歯周炎とする。

*申請および症例資料の提出は全てデジタル書式にて作成し申請すること。

1) 初診時・メンテナンス時

- (1) 口腔内写真：原則として正面像、左右側面像、口蓋面像、舌側面像の5枚以上が望ましい。しかし、症例の概要がわかるものであれば5枚以下でも可。
- (2) X線写真：ケースプレゼンテーション症例に関してのみ、10枚法以上デンタルX線（オルソパントモ可）が必要となり、その他の申請症例に関しては必要ない。
- (3) 症例中明らかに説明を必要とするもの（特殊なケース・処置内容・その背景など）は、症例中にコメントを記入するか術中の資料を添付してもよい。

2) 症例資料

- (1) 口腔内写真およびX線写真の提出には、「症例提出用テンプレート」(ppt,pptx版)を用いること。
- (2) 口腔内写真は、左右側をポケット診査表およびX線写真の左右と一致させること。
- (3) アナログ写真をデジタル化する場合には、300dpi以上の画素数でスキャンニングを行うこと。
- (4) それぞれのデジタル(化)写真をテンプレートに記載してある要領を活用して整理すること。
- (5) 写真を組み込んだテンプレートを、症例資料として「申請者〇〇〇〇・症例No.〇」とタイトルをつけて保存すること。さらにそれらをPDFに変換し提出用症例資料として保存すること。
- (6) 保存した提出用症例資料をCD-Rにコピーすること。
- (7) CD-R のラベルに、申請者の名前を明記すること。
- (8) 本試験でのケースプレゼンテーションに使用する症例は、申請資料の症例番号1番とすること。また、この症例にはX線写真（オルソパントモでも可）を添付すること。

3) 申請書類様式および、提出症例の病歴および治療経過の記録用紙

ダウンロードした規定の様式に申請書類とすべての症例の報告書を入力記載し、紙媒体にプリントアウトし、必要な個所に捺印を受ける。

【認定医申請料、登録料送金先】

郵便振替口座名：「日本臨床歯周病学会認定医係」

口座番号：00110-7-581283

申請料：1万円（申請時） 登録料：1万円（合格後登録時）

【送付方法】

- (1) 上記CD-R と紙媒体にプリントアウトした書類を、角2(A4)サイズのクッション封筒(エアプチ等の緩衝材入り)に入れ、表に自分の名前を記入すること。
申請者は歯科医院単位でまとめずに個人単位で送付すること。
- (2) 原則として「ゆうパック（書留）」または「宅急便」で各社の専用の袋を用いて送付すること。
- (3) 申請書類郵送先：〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9駒込TSビル3階
(一財) 口腔保健協会内 日本臨床歯周病学会認定歯科衛生士係
TEL 03-3947-8891

【注意事項】

- (1) 中等度以上の歯周疾患患者 5 症例提出する。
- (2) 全ての症例はメンテナンスまで進んでいること。(メンテナンス移行から 6 ヶ月以上経過していること。)
- (3) 症例記録資料は症例の概要が理解できるようにすること。
- (4) 初診時、メンテナンス時の口腔内写真、歯周組織検査表、X線写真(プレゼンテーション症例に関してのみ必要)を添付すること。
- (5) 年月日については全て西暦で記入のこと。
- (6) 申請書類は学会ホームページからダウンロードすること。
- (7) 口腔内写真およびX線写真の提出は従来のアルバム形式(アナログ形式)では申請できない。